「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業

優先交渉権者選定基準

修正版

2026 年 4 月

国立研究開発法人理化学研究所

目次

第 1 章 優先交渉権者選定の概要 1
1. 選定方式 1
2. 優先交渉権者の選定方法 1
3. 優先交渉権者選定の体制 2
第 2 章 審査の手順 3
1. 参加資格確認審査（第一次審査） 3
2. 提案内容審査（第二次審査） 3
第 3 章 参加資格確認審査（第一次審査） 4
第 4 章 提案内容審査（第二次審査） 4
1. 基礎審査 4
2. 審査委員会による審査 4
第 5 章 最優秀提案者等の決定 6
第 6 章 優先交渉権者等の選定 6

本書の位置付け

「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業優先交渉権者選定基準（以下「本基準」という。）は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という。）が、「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者グループ（以下「事業者」という。）を選定するにあたり、本事業に参加しようとする事業者グループ（以下「応募者」という。）の中から、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として決定するための方法及び評価基準等を示すものであり、応募者に示した「富岳 NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業募集要項（以下「募集要項」という。）と一体のものである。

第 1 章 優先交渉権者選定の概要

1. 選定方式

本事業は、事業者が理研の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ、提案内容が、理研が要求する性能要件を満たすことを前提として、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービス提供を求めるものである。そのため、理研は、事業者に幅広い能力・ノウハウ・実績等を活かした業務提供を期待している。

これらの特徴に鑑み、本事業では、提案価格及び提案内容を評価し、最も優れた提案を行った応募者（以下「最優秀提案者」という。）を決定し、最優秀提案者を優先交渉権者として選定する公募型プロポーザル方式により行う。

審査結果は、優先交渉権者の選定後、速やかに応募者に書面にて通知するものとし、電話等による問い合わせには応じない。また審査結果は理研のホームページにおいて公表する。

2. 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として参加資格確認審査、第二次審査として提案内容審査（基礎審査、内容審査、総合評価値の算定）を行う。なお、参加資格確認審査は、提案内容審査のための参加申込書等及び提案書を受け付ける応募者を選定するためにのみ用いることとし、参加資格確認審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

3. 優先交渉権者選定の体制

審査に当たっては、理研が設置した学識経験者等及び理研の役職員から構成される「「富岳NEXT」のための新建屋設計・施工・維持管理事業に係る審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、優先交渉権者選定基準に関する審議ならびに応募者より提出された提案書の審査を行い、最優秀提案者等を決定する。なお、審査委員会は、下表の 7 名の委員で構成され、審査委員会は非公開とする。

審査委員会の審査委員

役　　割	氏　　名	所属・職名（2026年2月時点）
委員長	難波 悠	東洋大学大学院経済学研究科　教授
委 員	塙 敏博	東京大学情報基盤センター　教授
	宍戸 隆志	さくらインターネット株式会社　執行役員
	黒川 原佳	理化学研究所副理事　兼　情報統合本部本部長室室長
	庄司 文由	理化学研究所計算科学研究センター　運用技術部門部門長
	田﨑 嘉之	理化学研究所　施設部部長
	永井 雅規	理化学研究所　理事

※順不同、敬称略

第 2 章 審査の手順

審査の手順は、次のとおりである。

1. 参加資格確認審査（第一次審査）

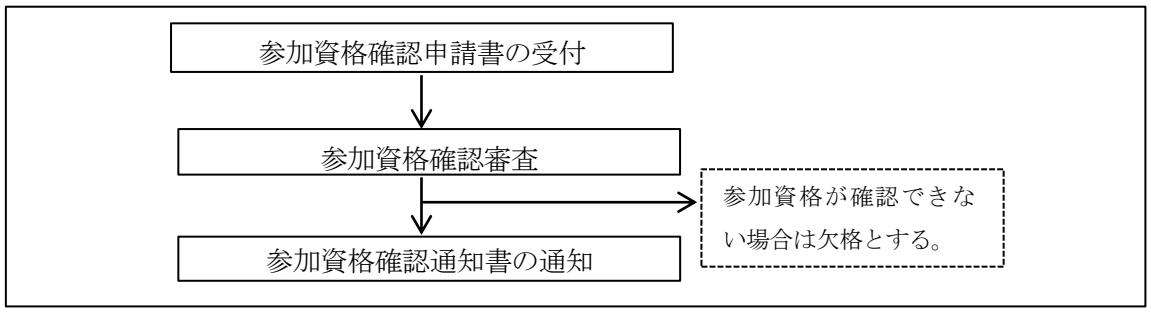

2. 提案内容審査（第二次審査）

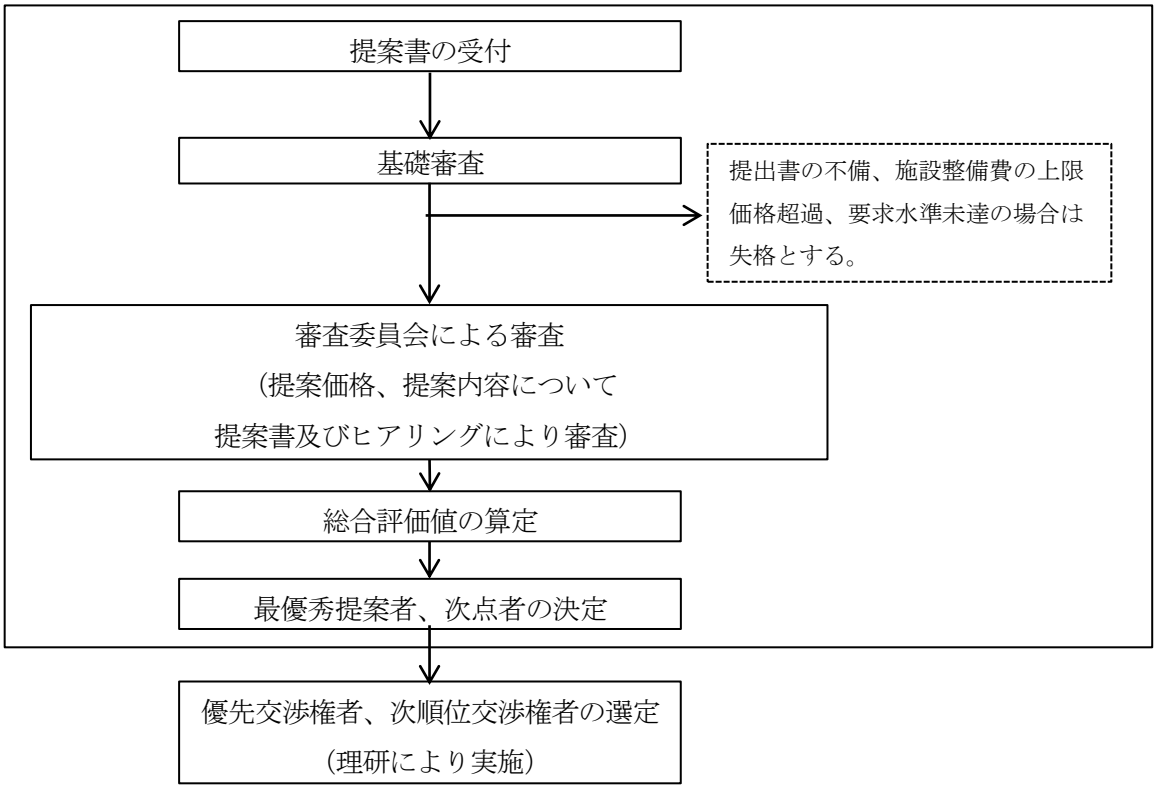

第 3 章 参加資格確認審査（第一次審査）

参加資格の確認審査は、理研が、応募者が備えるべき参加資格の要件（募集要項に記載の要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。1 項目でも当該要件を満たしていない場合は欠格（参加資格がない）とする。

第 4 章 提案内容審査（第二次審査）

1. 基礎審査

基礎審査では、応募者から提出された提案価格が上限価格を超過していないこと、応募者が提出すべき資料がすべて提出されていること、提案内容が要求水準を満たしていることなど、基本的な条件が満たされていることを審査する。

(1) 提案価格に対する基礎審査

理研は提案書に記載された施設整備費の提案価格が施設整備費の上限価格の範囲内であることを確認する。上限価格を超える場合は失格とする。施設整備費の上限価格については、募集要項を参照のこと。

(2) 提案内容に対する基礎審査

まず、募集要項において応募者に提出を求めているすべての書類が提出されていることを確認する。資料が不足している場合は失格とし、審査委員会による審査の対象としない。

次に、提案内容が要求水準を満たしていることを確認する。要求水準が満たされていないと判断した場合は失格とし、審査委員会による審査の対象としない。

2. 審査委員会による審査

審査委員会による審査により、価格評価、内容評価を行い、合計点を算出する。

合計点（1,000 点）＝価格評価点（200 点）＋内容評価点（800 点）

(1) 提案価格に対する内容審査

提案価格の評価点については、実額での比較を行うこととし、施設整備費、維持管理費をそれぞれ以下の式により算定した点数の合計値とする。計算にあたっては、対象となる施設整備費、維持管理費それぞれの点数に対して小数点第三位を四捨五入し合算する。

対象	算定式	配点
施設整備費 総額(税込)	最も低い価格の提案を行った事業者の提案価格 ÷当該提案者の提案価格 ×配点（100点）	100
維持管理費 年額(税込)	最も低い価格の提案を行った事業者の提案価格 ÷当該提案者の提案価格 ×配点（100点）	100
合計		200

(2) 提案内容に対する内容審査

① 内容評価項目及び配点

審査委員会は、応募者より提出された提案書について、内容審査を行う。評価項目、評価の視点及び配点は、別表に示す通りとする。

② 得点の決定方法

審査委員会において、提案書に記載された内容に基づき、募集要項に規定するヒアリングの結果等も踏まえ、各項目について 5 段階で評価し、得点を決定する。得点の算出方法は以下の通りとする。

なお、得点は採点区分ごとに小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで算定する。

評価	判断基準	加算割合
A	独自性のある極めて優れた提案である	配点×100%
B	より優れた提案である	配点×75%
C	優れた提案である	配点×50%
D	具体性のある提案である	配点×25%
E	要求水準は満たしているが、提案の具体性に乏しい	配点×0%

第 5 章 最優秀提案者等の決定

応募者それぞれの得点を決定したうえで、上位の応募者 2 者を、点数が高い順に、最優秀提案者及び次点者とする。応募者が 1 者の場合は、最優秀提案者のみを決定する。

審査委員会は、総合評価値の最も高い提案者を最優秀提案者として決定する。同点の場合には、内容評価点の高い方を上位とする。内容評価点、価格評価点ともに同点の場合は、内容評価点のうち下記の(1)から(4)の配点の順で 1 者を特定するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 施設計画・施工計画に関する事項

(3) 維持管理に関する事項

(4) 総合評価に関する事項

なお、次の場合は最優秀提案者及び次点者として決定しない。

・評価点（事業内容に関する評価及びワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価）の合計得点が配点の 20%に満たない場合

第 6 章 優先交渉権者等の選定

理研は、審査委員会の審議を踏まえ優先交渉権者及び次順位交渉権者を選定する。応募者が 1 者の場合は、優先交渉権者のみを選定する。

別表

■事業内容に関する評価基準

評価項目		評価の観点		採点区分
大項目	中項目			
1．事業計画	1-1. 事業実施体制・計画	各業務の実施	･設計、施工、工事監理、維持管理の各業務を円滑に推進できる体制・計画が提案されているか。	80
		各業務間の連携	･設計段階での維持管理企業の関与等、DBO 事業の特性を活かした一体的な体制・計画が提案されているか。	
		類似施設の実績活用	･民間データセンターをはじめとした同種・類似施設の実績を有し、当該実績における工夫や整備・運営ノウハウを本事業にどのように活用するかが提案されているか。	
		連絡体制・情報管理	･理研が求める手段（電話、メール、ビジネスチャットツール等）に柔軟に対応し、緊急時も含めた理研との連絡は円滑であり、十分な情報管理体制となっているか。	
	1-2. 事業スケジュール	引き渡し期限の遵守	･施設引き渡し期限を遵守するために、発注者や行政等との協議タイミング、マイルストーン、モニタリング頻度等が具体的に想定されているか。	80
		計算機の早期設置への配慮	･理研が別途実施予定の計算機設置について、想定施設引き渡し時期より早期の実施を可能とするための工夫が提案されているか。	
		工程遅延要因の想定と対応	･手続きや納期の影響等の工程遅延要因の想定と対策が具体的に提案されているか。	
	1-3. コスト管理	施設整備コスト管理	･施設整備段階において、VE・CD 提案等のコスト抑制・コスト管理のための工夫が充実しているか。	40
		維持管理コスト管理	･維持管理業務において、自動制御・自動化の検討や人員配置等の、コスト抑制・コスト管理のための工夫が充実しているか。	
2．施設計画・施工計画	2-1. 敷地計画	造成計画	･造成において事業スケジュールやコスト、建築計画、設備計画へ配慮した工夫をしているか。	40
		施設配置・動線計画	･隣接敷地や周辺との関係を考慮した施設配置上の工夫がなされているか。機器搬出入や緊急時等の車両動線、理研職員や見学者等の歩行者動線、及びそれらの分離に配慮した工夫が充実しているか。	
		外構仕上・植栽計画	･長期間の使用を想定し、ランニングコストの抑制や維持管理の容易性に配慮した工夫が充実しているか。	
	2-2. 建築計画	平面計画	･施設内のゾーニングやセキュリティゾーンの設定、動線は、理研職員・見学者・施設管理要員等の各利用者の棲み分けや管理のしやすさに配慮した工夫が充実しているか。	80
			･諸室は、充実した機能を有し、将来的な計算機設備の更新や機器搬出入等に配慮した工夫が充実しているか。	

		断面計画	･天井高・床レベル等の設定は、設置される機器や配管・配線ルート、維持管理、見学者の視線等に配慮した工夫が充実しているか。	
		構造計画	･敷地計画・建築計画と整合した合理的な構造が提案されているか。	
		内装・建具等計画	･維持管理の容易性、費用対効果に配慮した内装仕上、建具等が提案されているか。	20
		外装・ファサード計画	･ランニングコストの抑制や維持管理の容易性、周辺施設との調和に配慮した提案がなされているか。	
	2-3. 設備計画	共通	･将来的な機器更新を想定し、ランニングコストの抑制や維持管理の容易性に配慮した設備の導入を想定した工夫がなされているか。	40
			･薬剤の少量化や温室効果ガスの削減など環境に配慮した設備の導入が提案されているか。	
			･回線断や停電時等に備えた冗長性確保等、安定稼働のための設備上の工夫がなされているか。	
		電気設備	･受変電設備及び計算機用電源に関し、エネルギー効率を高めるための工夫がなされているか。	50
			･建物用途を踏まえ、生体認証装置等の高度なセキュリティ設備が提案されているか。	
			･電気設備に関して、計算機設備と円滑に接続・制御・連携するための工夫が充実しているか。	
		機械設備	･熱源設備や空調設備等における冷却効率を高めるための工夫が充実しているか。	50
			･熱源設備や空調設備等において、将来的なラック増減等に対応可能な柔軟性のある提案がなされているか。	
			･機械設備に関して、計算機設備と円滑に接続・制御・連携するための工夫が充実しているか。	
	2-4. 施工計画	仮設計画・施工計画	･隣接敷地や周辺への影響、環境負荷低減に配慮した施工上の工夫がなされているか。	80
		安全管理・リスク対応	･施工中の工事実施者及び周辺利用者の安全確保のための工夫がなされているか。想定されるリスクに対する対応が十分に検討されているか。	
3. 維持管理	3-1. 維持管理業務（日常）	業務品質の確保	･建築物の性能及び機能を維持するための効果的かつ具体的な工夫が充実しているか。	80
			･建築設備の性能及び機能を維持するための効果的かつ具体的な工夫が充実しているか。	
			･施設管理要員及び施設内の安全衛生を管理するための効果的かつ具体的な工夫が充実しているか。	
			･外構施設の性能及び機能を維持するための効果的かつ具体的な工夫が充実しているか。	

		維持管理上の連携	･維持管理段階における理研による別途業務（計算機の運用、警備・清掃等）との円滑な連携のための工夫が充実しているか。	70
			･計算機設備との連携・制御等による、エネルギー効率の全体最適化のための工夫が充実しているか。	
	3-2. 維持管理業務（リスク対応）	災害への対応	･地震や津波・台風等のリスク想定と対策が十分に検討されているか。	40
		その他緊急事態への対応	･火災や部外者の侵入、セキュリティ攻撃等のリスク想定と対策が十分に検討されているか。	
4. 総合評価	4-1. 総合評価	総合評価	･総合的に優れた提案となっているか。	40
計				790

■ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価基準

評価項目		採 点区分
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	いずれかの構成員が以下のいずれかの認定を受けているか。 ・女性活躍推進法に基づく認定 等（プラチナえるぼし、えるぼし 3 段階目、えるぼし 2 段階目、えるぼし 1 段階目、一般事業主行動計画） ・次世代法に基づく認定 等（プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん、一般事業主行動計画） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）	10